

## **2. 事業部門**

# 国民年金保険料の収納対策等について

- 国民年金保険料の納付率については、この数年上昇。

	平成24年度末時点	平成25年度末時点	平成26年度末時点	平成27年度の状況
平成24年度分 保険料	59.0% (現年度実績)	63.5% (過年度1年目実績)	67.8% (過年度2年目実績)	
平成25年度分 保険料		60.9% (現年度実績)	67.2% (過年度1年目実績)	67.9% (過年度2年目の目標) 68.8% (直近の実績)
平成26年度分 保険料			63.1% (現年度実績)	67.1% (過年度1年目の目標) 65.4% (直近の実績)
平成27年度分 保険料				64.1% (現年度の目標) 56.7% (直近の実績)

- 平成27年度においては、現年度納付率について、少なくとも前年度実績から1.0ポイント以上の伸び幅を確保することを目標としている。

- ・ 日本年金機構における不正アクセスによる情報流出事案に対応し、なりすましによる不審電話等との混同を防ぐ観点から、6月1日の事案発表以降、電話等による納付督促業務を見合わせていたが、10月28日に再開

- 平成28年度においても引き続き納付率の向上に取り組むこととし、公平性などの観点から、督促範囲の拡大を実施することとしている。

- 各市町村におかれても、口座振替等の申出受理や申請免除該当者への案内状送付など、納付率の向上に向けた取組へのご協力をいただきたい。

# 平成28年度予算案等における国民年金保険料収納対策等について

国民年金の保険料収納対策の推進及び厚生年金保険の適用促進対策に要する経費

160億円

## 1. 国民年金の保険料収納対策の推進

80.0億円

### ・高所得であり長期間保険料を滞納している者を対象に強制徴収を徹底

保険料滞納者に対しては、所得などによって一定の基準を設け、その範囲の者には必ず督促する取組を進めながら段階的に拡大を図り、平成30年度を目途に、免除等に該当する者及び免除等に該当する可能性のある低所得者を除いたすべての滞納者への督促を目指す。

平成28年度においては、控除後所得350万円以上（平成27年度は控除後所得400万円以上）かつ未納月数7月以上のすべての滞納者に督促を実施する（督促状を送付し、指定期限内の納付を促しても納付がない場合には、財産差し押さえ等の手続きに入る）。

## 2. 厚生年金保険の適用促進対策

79.9億円

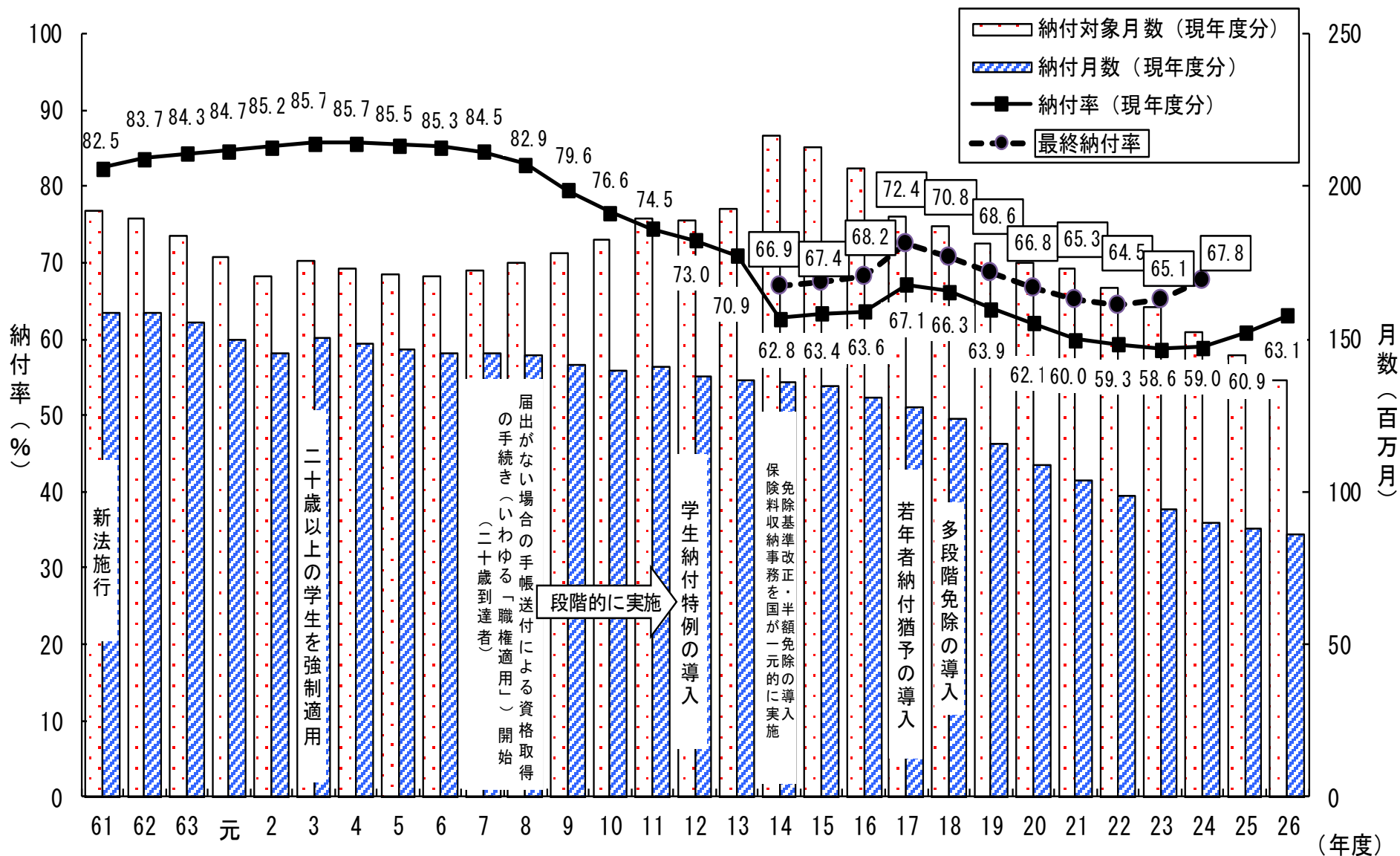
### ・適用調査対象事業所に対する加入指導等の集中的な取組

法人登記簿情報の活用と併せて、国税庁からの情報提供により稼働実態が確認された適用調査対象事業所については、日本年金機構職員による対応を基本として、平成27年度から3年間で集中的に加入指導等に取り組むこととしている。

平成28年度においては、法人番号の利用開始に合わせて、国税庁から法人番号を加えた情報の提供を受け、日本年金機構において厚生年金適用事業所との紐付けを完了し、加入指導を加速化させる。

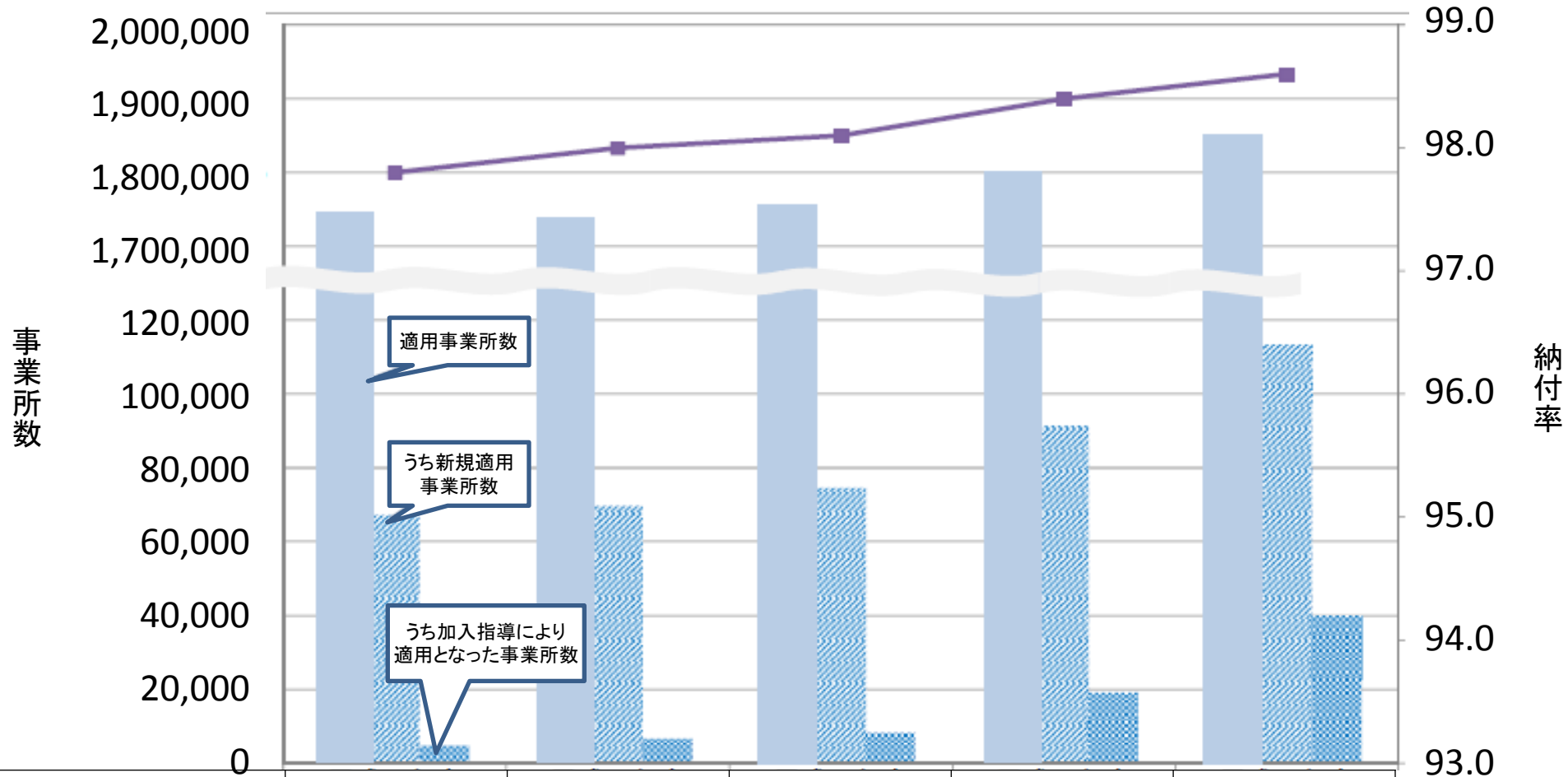
(※) 平成27年度においては、民間事業者の活用を含め、適用調査対象事業所の調査等を通じて厚生年金に加入すべき事業所あるかを把握した上で加入勧奨や加入指導を行い、平成28年度においては、既に把握した事業所に対して加入勧奨や加入指導を重点的に実施。

# 国民年金保険料の納付率等の推移



(注) 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率である。

## 厚生年金保険の適用・徴収の推移



	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
■適用事業所数	1,748,578	1,745,027	1,758,192	1,800,619	1,867,185
▨うち新規適用事業所数	67,300	69,719	74,677	91,457	113,430
▤うち加入指導により適用となった事業所数	4,808	6,685	8,322	19,099	39,704
■保険料収納率	97.8	98.0	98.1	98.4	98.6

# 国民年金等事務取扱交付金について

## 1. 国民年金等事務取扱交付金について(参考1)

### (1) 法定受託事務に係る交付金(参考2)

基礎年金、老齢福祉年金及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に係る事務の一部は、法定受託事務として市町村が行っている。この法定受託事務に要する費用は、国が交付している。

### (2) 協力連携事務に係る交付金(参考3)

法定受託事務に付随する事務や相談等については、国と市町村との協力・連携のもとで行っている。この協力連携事務に要する費用も、国が交付している。

### (3) 予算措置について

国民年金等事務取扱交付金については、平成25年度、市町村の実態に即した費用等を把握することを目的として、総務省、財務省及び厚生労働省の三省合同で実態調査を実施し、その調査結果を26年度予算から反映し、積算しているところ。

平成28年度予算案については、法定受託事務は人事院勧告を加味し、協力連携事務は平成27年6月に行われた行政事業レビュー公開プロセスの取りまとめコメントを受け、事業実績を考慮し適切な予算積算を行った。(参考4)

(単位:億円)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度(案)
法定受託事務	244	256	243	232
協力連携事務	53	87	74	62
合 計	297	344	317	294

# (参考 1) 国民年金等事務取扱交付金 (概要)

## (1) 市町村の法定受託事務に対する交付

- 基礎年金及び福祉年金、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に係る事務の一部は、法定受託事務として市町村が行っている。
- 法定受託事務に必要な費用は、国が交付することとされている。

基礎年金等事務取扱費

福祉年金事務取扱費

特別障害給付金事務取扱費

- ◇ 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）  
（地方公共団体が負担する義務を負わない経費）

第十条の四 専ら国の利害に関係のある事務を行うために要する次に掲げるような経費については、地方公共団体は、その経費を負担する義務を負わない。  
一～六（略）  
七 国民年金、雇用保険及び特別児童扶養手当に要する経費  
八～九（略）

- ◇ 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）（抄）  
（事務費の交付）

第八十六条 政府は、政令の定めるところにより、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、市町村長がこの法律又はこの法律に基づく政令の規定によつて行う事務の処理に必要な費用を交付する。

- 政令において、事務に要する被保険者（受給権者）1人当たりの費用を基準単価として定め、被保険者（受給権者）数を基に交付金総額の算定の考え方を規定。
- 基礎年金等事務費交付金及び福祉年金事務費交付金については、政令において各々人件費に対応する部分及び物件費に対応する部分に分ち、これらの部分の市町村毎の算定方法を省令において規定

## (2) 国民年金事務に係る市町村の協力・連携に対する交付

- 法定受託事務に付随する事務や相談等について、地方分権一括法による国民年金事務の見直しに伴い、国と市町村の協力・連携のもとに実施している。
- 協力・連携に必要な経費については、国が交付している。

協力・連携に要する交付金

## (参考2) 法定受託事務の主な内容

事務の内容	根拠条文
1. 被保険者（第2・3号被保険者を除く。）の資格の取得・喪失，種別の変更，氏名・住所の変更等に関する届出を受理し，その届出に係る事実を審査するとともに，厚生労働大臣に報告すること。	【国法12①・105，国令1の2】
2. 任意加入（高齢任意加入を含む。以下同じ。）及び資格喪失の申出を受理し，申出に係る事実を審査するとともに，厚生労働大臣に報告すること。	【国法附則5，改正法附則（平6）11④⑤・（平16）23，国令1の2】
3. 任意脱退の承認申請書を受理し，厚生労働大臣に報告すること。	【国法10，国令1の2】
4. 年金手帳の再交付申請書を受理し，厚生労働大臣に報告すること。	【国令1の2】
5. 保険料の全額，3/4，1/2，1/4の免除，学生納付特例，若年者納付猶予の申請を受理し，申請に係る事実を審査するとともに，厚生労働大臣に報告すること。	【国法90・90の2・90の3・改正法附則（平16）19，国令1の2】
6. 付加保険料納付・辞退の申出または該当・非該当の届出を受理し，申出に係る事実を審査するとともに，厚生労働大臣に報告すること。	【国法87の2，国令1の2】
7. 受給権者からの第1号被保険者期間（任意加入期間を含む）のみの老齢基礎年金等の裁定その他給付に係る申請等を受理し，申請等に係る事実を審査するとともに，厚生労働大臣に報告すること。	【国法16，国令1の2】
8. 第1号被保険者（任意加入及び高齢任意加入含む）及び老齢基礎年金を除く受給権者の死亡に関する届出書を受理し，届出に係る事実を審査すること。	【国法105，国令1の2】

注) 市町村が行う事実の審査とは，市町村の保有する公簿（戸籍，住民票，市町村民税課税台帳等）により，住所・氏名・生年月日及び所得の状況等を確認することをいう。



# (参考3) 市町村との協力・連携事務の主な内容

## 市町村との協力・連携について

- ◆ 地方分権一括法による国民年金事務の見直しの際に法定受託事務と整理されなかった資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進事務や相談等について、被保険者に対するサービス低下を来たさぬよう、国と市町村との協力・連携のもとに実施している。
- ◆ この協力・連携に必要な費用についても、必要な財政措置を行っている。

## 協力・連携の状況（平成26年度）

1 資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進	
(1) 納付督促（資格取得届、氏名変更届、住所変更届）	(1, 735市町村)
(2) 口座振替申出受理・クレジットカード納付申出受理、前納申出受理	(1, 539市町村)
2 保険料納付督促広報記事等の広報誌への掲載	(1, 616市町村)
3 市町村において行われる相談業務	(1, 723市町村)
4 各種情報提供	
(1) 所得情報の提供（紙）	(274市町村)
(2) 所得情報の提供（磁気媒体）	(1, 614市町村)
(3) 20歳、34歳、44歳到達者の情報提供（外国人）	(955市町村)
(4) 電話番号の情報提供	(1, 193市町村)
(5) その他の情報提供	(1, 286市町村)
(6) 法定受託事務以外の申請書等回付	(1, 220市町村)
(7) 情報提供に必要なシステム開発	(4市町村)
5 障害者手帳交付者への障害年金周知	(713市町村)
6 その他地域の実情を踏まえた協力	
(1) 申請免除該当者への案内状送付	(70市町村)
(2) 窓口装置を利用したきめ細やかな年金相談	(96市町村)
(3) ねんきんネットの情報の提供	(460市町村)
(4) ねんきんネットの導入	(87市町村)

※ ( ) 内は、1, 741市町村（特別区を含む）のうち、当該事項について協力のあった市町村数

## (参考4) 行政事業レビューの評価結果

### 行政事業レビュー・公開プロセス (6月22日)

事業名：公的年金制度等の適正な運営に必要な経費 (国民年金等事務取扱交付金等)

※協力連携事務に係る交付金が公開プロセスの対象

#### とりまとめコメント

見直し案にある、住民サービスの向上を図るため、より多くの市町村に協力・連携していただくよう、市町村向け業務支援ツールや広報ツールの活用を促進するとともに、市町村の超過負担が生じないよう適切な予算積算を行うことに加え、インセンティブを加味した単価設定を行った協力連携メニューを中心に、執行状況の推移を継続的に把握し、その状況を踏まえて市町村の取組が一層進展するよう交付金のさらなる重点化などの見直し検討を行うとともに、住民の利便性やコスト、ICTの発達状況などを考慮しつつ、日本年金機構と市町村の役割分担のあり方について、引き続き抜本的な検討を行うことが必要。

#### 見直し案 (年金局)

##### ■ 協力連携事務の推進

○国民年金の安定的運営のため住民へのサービス向上を図る事務としてより多くの市町村に協力・連携していただくことに取り組む。

##### 【取組の例】

- ・昨年度に市町村向けに作成した業務支援ツールの活用を促進し、市町村において行われる年金に関する相談等業務に利用いただき、より多くの市町村に協力を求め、住民サービス向上を図っていただく。
- ・昨年度に市町村向けに作成した保険料納付督促及び制度周知に関する情報提供ツール（広報ツール）の活用を促し、WEB掲載、窓口やイベントでの配布に利用いただき、より多くの市町村に協力を求め年金を身近なものに感じていただくことにより住民サービス向上を図っていただく。

##### ■ 予算要求の適正化

○利用実績を踏まえた見直しを行いつつ、市町村が持ち出す超過負担が生じることがないように、適切な予算積算を行っていく。

# 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)

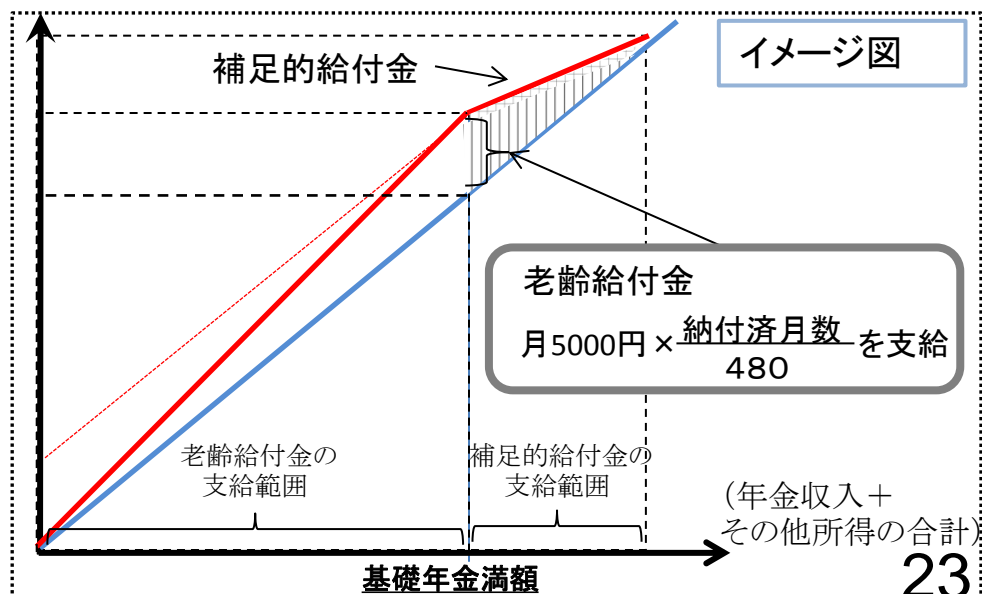
## 1. 法律の概要

- 所得の額が一定の基準(※)を下回る老齢基礎年金の受給者に、老齢年金生活者支援給付金(国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間を基礎)を支給する。
  - ① 基準額(月額5千円)に納付済期間(月数)/480を乗じて得た額の給付
  - ② 免除期間に対応して老齢基礎年金の1/6相当を基本とする給付(※) 住民税が家族全員非課税で、前年の年金収入+その他所得の合計額が老齢基礎年金満額以下であること(政令事項)
- 所得の逆転を生じさせないよう、上記の所得基準を上回る一定範囲の者に、上記①に準じる補足的な老齢年金生活者支援給付金(国民年金の保険料納付済期間を基礎)を支給する。
- 一定の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者に、障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金を支給する。(支給額:月額5千円(1級の障害基礎年金受給者は、月額6.25千円))
- 年金生活者支援給付金の支払事務は日本年金機構に委任することとし、年金と同様に2ヶ月毎に支給する。

2. 施行期日 : 平成29年4月1日

## 3. 市町村における事務

- ・ 厚生労働大臣に対する給付金支給候補者の所得情報等の提供
- ・ 第1号被保険者期間のみを有する者等の認定請求の受理(政令で規定する予定) 等





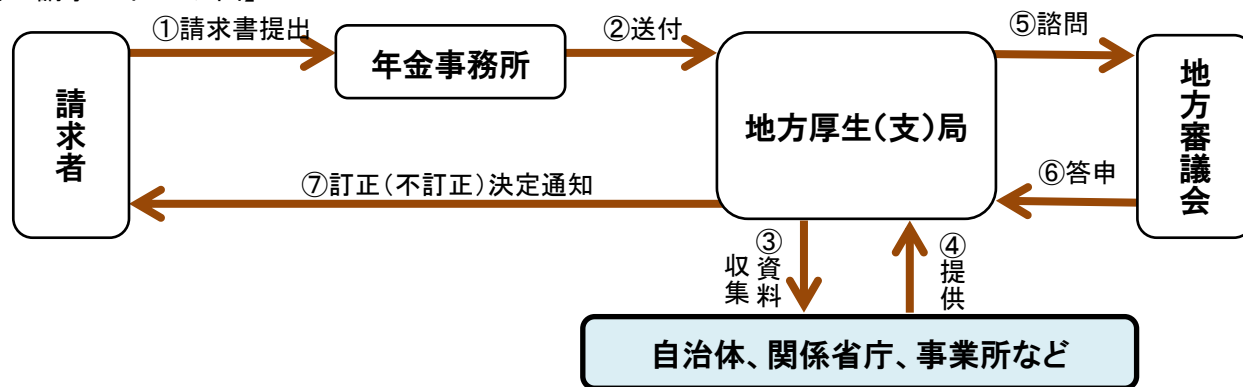
# 「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」の施行に向けた 平成28年度における市町村の事務処理(予定)

実 施 時 期	事 務 内 容
平成28年5月末～ 平成28年7月	<p>○ 市町村は、所得情報等の提供のために構築したシステム(給付金システム)を活用して、平成27年中所得の情報を日本年金機構に提供する。</p> <p>※ 日本年金機構は、平成28年10月1日より、平成29年4月からの年金生活者支援給付金受給対象者に対してターンアラウンド形式の年金生活者支援給付金請求書の送付を行うことを予定していることから、それまでに所得情報を把握する必要がある。</p>
平成28年10月～ 平成29年3月末	<p>○ 市町村は、第1号被保険者期間のみを有する者の老齢年金生活者支援給付金及び補足的老齢年金生活者支援給付金の認定の請求の受理及びその事実についての審査等に関する事務を行う。</p> <p>※ ただし、日本年金機構からターンアラウンド形式の年金生活者支援給付金請求書が送付された者等については、直接、日本年金機構に請求することになるため、市町村を経由しないこととなる。</p> <p>○ 市町村は、給付金システムを活用した所得情報の提供が行われなかった者(例えば、税の未申告者等)について、その者が第1号被保険者期間のみを有する者であるか否かにかかわらず、所得等の証明を行う(※)。</p> <p>※ 詳細な方法については、改めて整理の上周知する予定。</p> <p>※ 上記の者に対しては、日本年金機構から、所得等の証明を受けた上で給付金を請求するよう促す案内を発送する予定。</p>

# 年金記録の訂正手続

- 年金記録の訂正手続は、地方厚生(支)局において自治体その他の行政機関などから収集した資料に基づき、訂正(不訂正)の決定を行っている。

【年金記録の訂正請求のイメージ図】



- 今後も地方厚生(支)局から自治体に対して、請求者に係る情報の他、過去の市町村広報誌や条例等について資料提供を依頼する場合がありますので、引き続きご協力の程よろしくお願ひしたい。

依頼先	調査内容(例)
都道府県	・請求者の軍歴(軍歴証明書)
市区町村	・請求者の所得状況(住民税申告書等) ・請求者の家族構成、居住地等(戸籍謄本、住民票等) ・請求期間当時の国民年金の事務取扱の記録(納付組織や集金人についての照会) ・請求期間当時の国民年金の記録(免除申請の記録等) ・請求者の国民健康保険の加入及び納付状況(国民健康保険の被保険者名簿)

【参考】平成27年度(11月末まで)の状況

受付件数:4,506件

処理件数:3,375件

うち 地方厚生(支)局で処理:1,612件 日本年金機構で処理:1,507件 請求取り下げ等:256件

# 個人番号利用等についての対応

## 1. 日本年金機構における個人番号の取扱い

- 昨年6月の不正アクセス事案を受けて、日本年金機構は、政令で定める日まで、個人番号の利用等ができないこととなっている。このため、市町村から個人番号を受け取ることもできない。

## 2. 市町村における個人番号の取扱い

- 市町村は、番号法省令が定められたことにより、本年1月1日より、個人番号を法定受託事務に付随する相談・照会事務に利用することが可能。
- 一方で、市町村より法定受託事務において日本年金機構への送付に用いる各種様式については、日本年金機構が個人番号を利用できるまでの間、個人番号の記載は行わない方法でご対応いただきたい。
- なお、老齢基礎年金など年金請求等手続きの添付書類として個人番号が記載された住民票の写しが提出された場合の対応は、以下のとおり。
  - ・「日本年金機構では個人番号を利用できない」旨を申請者に説明の上、個人番号が記載された部分が見えないように、付せん等でマスキングした後にコピーを取り、コピーした住民票の写しに原本証明をすること。
  - ・コピーした住民票の写しにより内容審査等を行った上で、日本年金機構（年金事務所等）へ回付すること。

(参考) 平成27年9月9日付け年管企発0909第4号・年管管発第3号、平成27年11月16日付け年管管発1116第1号、平成27年11月16日付け事務連絡、平成28年1月7日付け事務連絡

年金局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
年金制度改革の方向性 (P.3～12)	総務課	企画係	高宮補佐	3313
国民年金保険料の収納対策等 (P.14～P.17)	事業管理課	国年収納係 厚年管理係	松尾補佐 石河補佐	3661 3644
国民年金等事務取扱交付金 (P.18～P.22)	事業管理課	国年収納係	松尾補佐	3661
年金生活者支援給付金 (P.23～P.25)	事業管理課	企画係	渡邊主査	3667
年金記録の訂正手続 (P.26)	事業企画課	年金記録審査室	本山補佐	3614
個人番号利用等についての対応 (P.27)	事業管理課	企画係	渡邊主査	3667